

写

令和7年9月10日

鳥取労働局長 山下禎博 殿

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。